

平成21年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成21年9月8日 午前10時23分 開会
午後 2時19分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代
代表監査委員	村野 幸司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 6番 阿古 和彦 10番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 平成20年認第1号 平成19年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第4 報第6号 平成20年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第5 報第7号 平成20年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報第8号 平成20年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第7 認第1号 平成20年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第8 認第2号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第3号 平成20年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第4号 平成20年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第5号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第6号 平成20年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第7号 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第8号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第9号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第10号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 認第11号 平成20年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第41号 字の区域変更について
- 日程第19 議第42号 機構改革に伴う関係条例の整備について
- 日程第20 議第43号 葛城市情報公開条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第44号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第45号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第47号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第49号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第27 議第50号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第28 議第51号 平成21年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第29 議第52号 平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第30 議第53号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第54号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時23分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成21年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第4、報第6号から日程第31、議第54号までの28議案であります。また、決算特別委員会へ付託し、継続審査となっておりました平成20年認第1号につきましても、審査が終了いたしましたのでご審議をお願い申し上げます。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしております報告書により、ご了承お願いいたします。

また、民生水道常任委員会から、7月に実施されました視察研修について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご了承願います。

最後に、今回提出されました意見書につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

なお、報道関係者から写真撮影の申し出が出ておりますので、お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつをお願いいたします。

市長。

山下市長 皆様、おはようございます。

本日、平成21年第3回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、議員各位におかれましては、公私とも何かとご多用の中にもかかわりませずご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは、議会活動を通じまして、市民の皆様方の幸せづくりのためにご活躍いただいておりますことに対しまして、敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、けさ方も皆さんに聞いていただいたことかと思えますけれども、新型インフルエンザが猛威を振るい出しております。本市におきましても、昨日から学級閉鎖が起こっているということでございまして、また、先週の金曜日に全職員研修というものを開催させていただきました。その中に、私立保育園の職員さんも来ていただきまして、研修をさせていただきました。高田の保健所の方から講師に来ていただいたんですけども、その中で、この季節に、葛城市は3万6,000人市民がいらっしゃるんですけども、1万人罹患をする可能性があるというお話でございました。これは非常に、大変大きな数だというふうに思っておりますけれども、

ども、葛城市の住民サービスの低下を極力招かないようにしていくために、また、罹患された方が重篤な症状にならないように、いかにして対応していくべきであるのかということ、行政一丸となって考えていきたいと思っておりますし、また、議会の議員の皆さんにも多大なるご協力をお願いするところでございます。そういう意味で、一生懸命努力をしてまいりたいということでございます。

また、ただいまから今定例会に付議いたします案件というのは、報告案件を含めて全部で28件でございますけれども、提案の都度その内容をご説明申し上げます。また慎重にご審議をいただきまして、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

石井議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、阿古和彦君、10番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

4番、藤井本君。

藤井本議会運営委員長 平成21年第3回葛城市議会定例会に当たり、去る8月28日及び本日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、かねてより継続審査となっております日程第3、平成20年認第1号につきましては、上程し、審査結果について委員長報告を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。

次に、日程第4、報第6号議案につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

次に、日程第5、報第7号議案と日程第6、報第8号議案につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受け、監査委員の審査報告の後、一括質疑のみを行います。

次に、日程第7、認第1号から日程第17、認第11号までの決算認定11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、監査委員の決算審査報告の後、一括質疑までを行い、各常任委員会より3名ずつ選出された委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第18、議第41号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑までを行い、都市産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第19、議第42号から日程第25、議第48号までの7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、議第42号から議第46号までの5議案は総務文

教常任委員会に、議第47号と議第48号の2議案は民生水道常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

次に、日程第26、議第49号から日程第31、議第54号までの6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、議第49号議案を総務文教常任委員会に、議第50号から議第52号及び議第54号の4議案を民生水道常任委員会に、そして議第53号議案を都市産業常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

以上で1日目は散会といたします。

なお、機構改革に伴う葛城市議会委員会条例の一部改正につきましては、議員提出議案とし、議会運営委員会委員から提出いたしまして、本会議2日目に上程から採決までいたします。議案につきましても、本会議2日目に議席に配付いたしますので、ご了承願います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月8日から28日までの21日間とし、9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、14日、15日、16日、午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

17日、18日は予備日とし、24日、25日、午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決、一般質問をいたします。そして、28日を予備日といたします。

続いて、意見書案等は1件でございます。お手元に配付のとおり、所管において協議をお願いいたします。

次に、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに通告書を議長へ提出願います。なお、制限時間は、質疑、答弁を含めて1人60分であります。

最後に、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の欠員に伴い選挙が実施されますが、本市議会における投票は、本会議2日目の一般質問の前に行う予定であります。

以上、報告いたします。議員皆様方のご理解をよろしくお願いいたします。

石井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日8日から28日までの21日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日8日から28日までの21日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、平成20年認第1号 平成19年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題とい

たします。

本案は、決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古決算特別委員長 去る平成20年9月12日の平成20年第3回定例会本議会におきまして決算特別委員会に付託されました議案のうち、認第1号につきましては、内容の一部が百条委員会に付託されております新庄クリーンセンターの運営に関連しており、継続審査とすることになっておりましたが、平成21年9月1日の臨時議会におきまして、調査結果報告があり、新庄クリーンセンター運営に関する調査が終了しました。平成20年認第1号議案については、平成20年9月19日、22日の2日間にわたり、当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、百条委員会に付託されておりました内容以外の部分について審査し、さらに調査終了後の平成21年9月4日に、百条委員会に付託されておりました部分及び総括について当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、質疑に入り、歳出の総務費では、一般管理費の中の消費生活相談員報償費について、平成19年度から當麻庁舎と新庄庁舎で隔月で相談されているとなっているが、その結果、どれだけの方が相談に来られたかという問いに対し、平成19年度は、お尋ねのとおり新庄庁舎、當麻庁舎、それぞれ奇数月、偶数月で分けて開催した、相談件数については34件で、主な内容については、架空請求8件、携帯サイト6件、送金とか振り込め詐欺関係は4件であるという答弁がありました。

この答弁に対し、以前、県でもこの事業はされており、地元ではなかなか相談しにくいというようなこともあって、県の方では葛城市民のご相談事が結構多いというふうに答弁をいただいているが、平成19年度はどれぐらいの葛城市民の方が県の方にご相談事に行かれたのか、それと付随して、法律相談業務委託料ということで無料法律相談を実施していただいているが、今回の決算にかかわる報告書の中で、法律相談は186件で、18年度の182件と比べるとほぼ横ばい状態である、司法に相談をする取りかかりの法律を弁護士さんにご指導いただく窓口である、しかし、時間的に非常に短いということ、また月2回というのが現状妥当か、今回の件数の結果を受けて、今後どのように考えていただいているのかという問いに対し、県の方の相談件数は192件で、これについてはご指摘のとおり、市内では相談しにくいというのが確かにあり、課にかかってくる電話についても、県の方に電話をかけたいとか、直接市内ではちょっとなになので、県の方へ行って相談したいというのが結構ある、それがこの結果であると。また、無料法律相談については、時間的に短い、月2回という格好の中でももう少し回数をふやせないのかということがあるが、平成19年の中で186件ということであり、全体で216回の回数があるというような中で、まだちょっと余裕もあるので、もう少しこのままの状態を推移を見ていきたいというように思っているとの答弁がありました。

民生費では、福祉推進費の中の委託料で、不用額が1,362万344円、率にしてかなり高い率が不用になっていると思う、また備品購入費も150万円の不用になっている、この理由はどういったものなのかという問いに対し、まず、福祉総合ステーション指定管理委託料の不用額

については、社会福祉協議会でゆうあいステーションにおいて指定管理をするのにどれだけ事業が必要かと内部で検討していただき、当初予算を作成し、それに基づいて概算額を交付、最終的に指定管理に必要な支出額の必要経費から、市の委託料以外の収入を引き、委託料を算出して精算となっている、それで不用額が出てきた。次に、備品購入費については、ステーションが建ってからかなり年数もたっている、修理できる限りは修理ということにするが、修理するよりも新たに購入した方が安価で済む場合や、修理もきかなくて購入しなければいけない場合の枠としてとっている、幸いに平成19年度においては、それは生じなかったということで不用額になったという答弁がありました。

衛生費では、塵芥処理費の委託料について、昨年と比べると1,500万円ぐらい減っている、中身については清掃委託料とか焼却残灰等のこの辺についてと思っているが、これが減っているということで、どのように解釈、理解したらいいのか。まず、ごみが減っているのか、単価が減ったのか、合理化を図られたのか、どういう経緯があって減ったのか、またその委託料の中に一般廃棄物収集運搬業務委託料4,430万3,000円というのがある、これは性格的にちょっと種類の異なるものだということについては理解しているが、これについても例年に比べたら約300万円ぐらい減っている、中身についてと将来的なことについても聞いておきたいという問いに対し、委託料の減額の主な理由では、残灰の運搬諸費、その他入札にかかわる競争原理が働いた結果があらわれている、その中でも一般廃棄物収集運搬は合特法にかかわる委託料の関係であるが、平成18年度に今までの合特法に準じた形での見積もりということでその見積もり合わせをして値段を交渉し、それぞれ所得補償という意味合いの中で契約を交わしていたが、法律の趣旨にのっとりって県の認可をいただいている、その認可の中で今までの所得補償という観点から単価を、ごみ収集にかかわる委託料を市が直営した場合の人員費、車に係る諸費、その他もろもろの費用を勘案した中で委託料ということで、今までと全く違った観点からの取り組みをして、県の認可を5年間ということでもいただいた、5年間という期間に限っては、合特法の趣旨にのっとり、随意契約にそのまま持っていくが、契約単価については、給与や物価の変動等々毎年計算して金額を照査していくという取り決めになっている、今後の見通しについては、いろんな趣旨の収集の方法や運営の仕方があるが、将来的に何が一番効率で住民の皆さん方に役に立つのかということも十分勘案しながら、直営にすべきか、委託にすべきかという部分も含めて検討していきたいと考えているという答弁がありました。

農林商工費では、休養センター管理費について、當麻温泉と多目的ホールの平成19年度の利用状況はどうなっているのか、また、新市建設計画や総合計画にも當麻温泉地域の利用について入っていたと思うが、今後の計画、どういう利用をされていくのか、計画ができつつあるのかどうかを聞きたい、近くにゆうあいステーションという福祉の施設もあるが、福祉の利用には全く考えられていないのかという問いに対し、農業者の健康管理休養センター施設の利用は年間219件という数字をつかんでいる。利用者数については3,038人である、また隣のふれあい広場の利用状況については、利用件数185件の利用者数4,675人という数字が上がっている、當麻温泉利用については、山麓地域の活性化事業の中で、一つの拠点として位

置づけていきたい、大阪に近いという地の利もあるので、その地域にふさわしい利用の仕方をいろいろ模索している、福祉の関係でどういう利用ができるのかということもある、また住民の方からそうしたことでご意見をいただいている、これからのああい施設はできるだけ管理費もかからないよう工夫をしなければならないと思う、できることがあれば、幾らかの利益につながるような運営の仕方がいいと思うという答弁がありました。

また、これについては、休養センターの管理費で委員会報酬がいつも上がっているが、ずっと委員会を1回も開いていない、やはり年に1回ぐらいは委員会を開いて、委員のいろんな意見も聞きながら、説明してやっていただきたいという意見がありました。

土木費では、公園管理費の負担金のところで、児童公園遊具等の補助金で34万円が出ている、全国的にも児童公園等の遊具の事故がよく起きているような報道がされている中で、この費用はそういうようなことに使われているのか、公園条例にある公園の遊具の今の現状はどうなっているのかという問いに対し、遊具の補助金については、平成19年度は3カ大字に対して遊具を設置された、その補助金2分の1を支出している、危険遊具の点検については、平成18、19、20年度の3カ年をもって全ての公園の遊具の一斉点検を行い、その内容については4ランクに分類をしている、使用できないものからすぐに撤去、または使用中など各公園の遊具に印をつけた、それにより、使えないものについてはすぐに撤去をお願いしている、また、直接管理しているものについては直接撤去をしているという現状であるという答弁がありました。

消防費では、寄贈等もあって、ほとんどの公共施設にAEDが設置をされたということであるが、平成19年度はこのAEDの使い方に対する講習会はどの程度の事業所や団体で講習会を開かれたのかという問いに対し、AEDの講習会については、平成19年度中は普通救命講習が1回、市役所の職員74名を含めて512名、これを4回に分けて、1回につき3時間実施している、そして老人ホームなどの施設については、1時間の筆記試験と実技試験を合わせて4時間で実施している普通救命講習Ⅱを58名で実施しているという答弁がありました。

教育費では、体育施設費で、体力づくりセンター駐車場管理委託料75万円、これは平成18年度も見たら75万円を支出している、また体力づくりセンター運営補てん金2,940万円を支出しているが、運営補てん金の中に、駐車場も一体のものではないかと思うが、なぜ分かれているのかという問いに対し、体力づくりセンター駐車場管理委託料については、建設された当初の建物を含んで7,578平米の敷地ということで公募をし、その結果、指定管理としてコナミに決まっている、その後指定管理が決まり、会員募集したところ、指定管理者の方から駐車場が不足しているということで、当初の公募の条件に入っていなかった残地2,337平米について、指定管理の協定の事業計画外であるので、独自に75万円を公募のプロポーザルでコナミの方から施設の総合メンテナンスを行っている近鉄ビルサービスに委託している、主な事業内容は除草、植木管理、肥料散布など駐車場管理をしている、運営補てん金については、想定範囲ということで、公募において当時、スクール会員、大人会員を含めて約1,900人の会員等の収入より1億1,800万円ほど見込めるというところが、現実に施設を運営するのに、施設維持管理費、人件費、その他事務経費もろもろで1億4,500万円ほど必要となる、想定

売り上げ収入に対する施設維持管理の不足額、それが市の補てん金であるという答弁がありました。

諸支出金では、基金のことについては、平成19年度は決算では24億1,000万円ということで、当初の見込み額では19億円だったと思うが、その見込み額とこの決算とを考えると、5億円ほど余計に基金が残っている、これはありがたいことだが、平成20年度も見込み額7億円弱ぐらいだったと思うが、これについても4億、5億と上がってくるという判断をしているのか、また基金の中で公共施設整備基金の前年度末が6,640万円、決算の現在高が我々の月の議員報酬の半分の18万2,000円で非常に不自然に感じる、内容はどのようになっているのかという問いに対し、基金の残高について、年度途中においては予算との執行の関係もあり、どうしてもその時点での予算の状況で見るわけである、財政調整基金とか予算の中で調整をさせていただいていたもの、決算をとった中で執行状況を見て繰入金などで調整をし、最終的に基金をできるだけ残したいという考え方の中で、結果的には一般会計は24億1,000万円になった。公共施設の整備基金については、6,622万2,000円の決算の年度中の減という形になった、基金のとらまえ方ということになれば、公共施設の整備基金であるので、公共施設にかかわる基金の取り崩しという考え方を持っている、それぞれの公共施設があるが、それに充当した形の中で基金を取り崩した、最終的には財政調整基金をできるだけ残させていきたいというのが、この結果になっているという答弁がありました。

歳入では、市税の徴収体制の強化ということで、平成19年度については、収納率が90.92%、平成18年度に比べて3.5ポイント上昇した、また収入未済額についても、1億442万2,000円減少した、さらに不納欠損が平成18年度に比べて2,541万円減少したという報告があった。どのような収納対策の取り組みによって、前年対比が大幅に増収になったのか、また市税全体の中で不納欠損額が大きく減少しているが、その中でも軽自動車税についてはわずかながら増えている、今、特に原油高とかガソリンの高騰などで軽自動車の普及が見込まれていく中で、この辺の対策をどのように考えているのか、不納欠損は昨年を引き続いてことしもかなり大きな額になっているが、この中身についてという問いに対し、職員、部課長級と収納課、税務課、それと市民課の国保の担当の方で組織をしている収納特別対策本部21班、1班3名編制で63名である、年間を通じて納税交渉に当たっており、平成19年度のその本部の割り当て額が9億6,900万円ほどであった、それに対して、徴収税額が3,220万3,431円、収納率では3.32%となっている、市民の皆さん方の納税に対するご理解があったと、もう1つは、悪質、あるいは悪質と思われる方に対しての差し押さえ等の処置を行ってきたということが全体的な収納率のアップにつながったと考えている、また、差し押さえについては非常に積極的にさせていただいた、平成19年度においては42人に対し、差し押さえの税額は7,007万3,739円という結果である、不納欠損については、考えられる理由は、軽自動車税についてはそのまま廃車をせずに転出された方が結構おられ、連絡はしているが連絡がつかない等で残っていくような場合があり、どうしても不納欠損の方にそういうものが反映してくる、平成19年度の不納欠損の内訳は、財産なしが9名、欠損額が27万7,793円、破産の方が13名、56万33円、相続放棄が2名で44万8,144円、あとは消滅時効が216名、2,559万8,013円となっているとい

う答弁がありました。その答弁に対し、悪質滞納ということの決め方はどういうものに対してどうなのか、また差し押さえられたものというのは、どういうものなのかという問いに対し、滞納されたら、当初1年ぐらいで完納してもらうよう分納誓約のお話をする、それが滞りがちになった場合は、その方の不動産なり預金なりの財産調査をし、それなりに財産のある方の場合に差し押さえをしている、財産のない方は生活の困窮を招くようなところまで差し押さえなどはできないので、そういったことはしない、滞納処分の種類は、不動産の差し押さえが7件、税額にして3,397万5,425円、税務署等が差し押さえしているのに参加する不動産の差し押さえが1人で363万1,800円、預貯金の差し押さえが23件、2,755万6,800円、国税還付金等の差し押さえが4件、349万7,514円、それから給与の差し押さえが7件、141万2,200円の合計で、7,007万3,739円の税額を差し押さえしているという答弁がありました。

総括では、質疑はなく、百条の調査において、新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当の支出については、タイムカードの代押し、中抜けなどがあったと認められている、どれだけの修正になるかはわからないが、この決算については認められないのではないのかという内容の反対の討論があり、採決の結果、賛成なしで、原案は不認定と決定いたしました。

以上をもって、平成19年度の決算議案の審議の委員長報告にかえさせていただきます。

石井議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 平成19年度一般会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

本平成19年度の一般会計決算は、新庄クリーンセンターの一職員による1,645時間もの異常な残業の実態と、その手当の支給問題が発覚したことによって、百条に基づく調査特別委員会が設置をされ、その調査結果を受けて、決算審議を行うべく継続審議となっていたものでございます。9月1日の臨時議会において、その最終報告がなされまして、出席議員全員一致で認定されたものでございます。私自身、百条委員会の委員として調査に当たらせていただきましたが、新庄クリーンセンターが長年にわたりいかにずさんな運営がなされてきたのか、当時の無責任な管理監督体制とともに、その実態を把握しているにもかかわらず、適切な指導改善策をとらず放置した前市長、前副市長の責任は重大であります。炉の職員は、長時間の残業が当たり前とされ、平成19年度においても1,375時間もの残業が行われておりました。勤務命令簿もなく、土曜、日曜出勤の明確な業務内容や必要性も把握されておらず、この間、明らかになった中抜けやタイムカードの代押しの状況から、正当な残業がどの程度だったのか、数値的な判断は難しいものの、不当利得があったことは明白であるというふうに考えます。

市民の貴重な税金がこのような形で支出されたことは断じて認められるものではありません。新庄クリーンセンターの運営は、平成20年5月から、炉は完全委託で運営されており、職場環境は改善に向かっていますが、従前からのあしき慣習を含め、管理監督体制の明確化や、職員みずからは公務労働のあり方など、こういった問題を検証し、さらに改善されなければならぬものであります。

昨年の11月から理事者の体制も変わったところですが、こういった不明朗な事態を二度と起こすことのない確固たる行政の姿勢と市民への信頼回復を図り、情報公開を徹底し、市民とともに歩むまちづくりに徹していただきたいというふうに思います。

さて、平成19年度においては、小泉政権以来の構造改革のもとで弱肉強食の経済路線が進みました。貧困層の急増と格差社会が一層激しくなっており、住民の暮らしは厳しさを増しているところでありました。そんな中で、この年度では税源移譲による住民税の一律10%課税や定率減税の全廃も行われ、それによる住民負担は7,000万円の負担増になっているところでもあります。

また、地方財政にとっても三位一体改革による地方への財政削減の影響は多大で、平成19年度当初予算で15億8,000万円もの財源不足となり、基金からの取り崩しで予算編成がなされているわけですが、決算時においては4億6,000万円の取り崩しで済んでおりますが、厳しい中での財政運営であるということは間違いのないわけであります。限りある財源の中にあって、行政の守るべきものを明確にする、住民の暮らしや福祉を最優先にした税金の使い方に徹することこそが強く求められています。新体制での行政運営が住民主人公と言える姿勢に徹していただくことを強く改めて求めます。平成19年度決算は、厳しい住民の暮らしの実態から、その窮状を改善し、福祉や暮らしの保持・向上に努めなければならないという自治体の役割としては、非常に不十分だというふうに判断します。また、新庄クリーンセンターに見られる不明朗な職場管理や税金の使われ方など、厳しく問われなければならないところでもあります。

以上の意見をもちまして、平成19年度の決算認定には同意をできないものでございます。以上です。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより平成20年認1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不認定であります。本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立なし)

石井議長 起立なしであります。よって、平成20年認第1号は不認定とすることに決定いたしました。

日程第4、報第6号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第6号 平成20年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成19年度、平成20年度の2カ年事業として継続費を設定し事業を進めてまいりました。忍海小学校校舎改築・改造工事が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

石井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本案は法の規定により、報告のみでございますのでご了承願います。

日程第5、報第7号と日程第6、報第8号の以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につきまして、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第7号と報第8号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、報第7号 平成20年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、1つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本市におきましては、実質収支は黒字でございます。

次に、2つ目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。本市におきましては、連結実質赤字比率は黒字でございます。

次に、3つ目の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。本市におきましては、18年度、19年度、20年度の3カ年平均で13.9%であり、これは早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

次に、4つ目の将来負担比率につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等をも含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。本市におきましては、102.6%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。このように、平成20年度決算に基づく健全化判断比率はいずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりもかなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。しかしながら、基金残高の減少、市債の今後の状況を踏まえれば、財政運営に当たっては、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に、報第8号、平成20年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成20年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は181万5,729円と黒字となっております、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、歳入におきましては、一般会計から9億5,400万円も繰り入れをいたしておりますので、今後とも水洗化率の向上に努めるとともに、使用料金の確保、また下水道事業債の繰り上げ償還等、効率的な事業運営を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

次に、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債8,466万5,041円に対しまして、現金預金等の流動資産は21億9,367万7,959円でございます、流動資産が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後老朽施設の耐震工事等、改良更新に多額の費用を要する時期を迎える中、今以上の事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

石井議長 次に、監査委員より、報第7号と報第8号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、村野幸司君。

村野代表監査委員 失礼します。おはようございます。監査委員の村野でございます。

それでは、ただいまから、平成20年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告します。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、財政健全化審査については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、そして、経営健全化審査については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が市長から提出され、それぞれの比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。葛城市においては、健全化判断比率に係る4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であります。基金残高の減少、市債の今後の状況を踏まえ、より一層の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

今後とも行財政改革を積極的に推進するとともに、本年度より導入されている行政評価システムを有効に活用して、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した節減・合理化に努められることを望みます。また、あわせて企業誘致など地域経済の活性化によって少しでも新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望するものです。

以上をもって財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。葛城市監査委員村野幸司、同じく川西茂一。

以上でございます。

石井議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

6番、阿古君。

阿古議員 非常に優秀な状況であるという報告やと思います。ただ、実質赤字比率にいたしましても、連結実質赤字比率にいたしましても、これは赤字が生じていないということで、数字が出てこないということなんですけども、分母となる標準財政規模、例えば1、実質赤字比率のその分母ですね、もしくは2、その数字を提示していただきたいと思います。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 ただいま阿古議員からのご質問でございます。標準財政規模の数字をご報告させていただきます。標準財政規模につきましては、82億7,181万8,000円という数字でございます。これが分母になっておるわけでございます。

以上でございます。

石井議長 6番、阿古君。

阿古議員 両方とも、1、2、連結の方も同じ規模であるという理解の仕方によろしいんですね。

それと、質問回数、多分3回まで、2回かな、たしか回数制限ありましたので、確認なんですけど、この標準財政規模というのは、平成16年10月に2町が合併して葛城市になりましたね。それで、その算定基準の分母は、交付税算入においては、その規模というのは優遇された措置になっていますけど、今の82億7,000万円ぐらいの金額は、そのどちらの規模を指しておっしゃっているのかということと、それと非常にこの数字を見て危険だなと思うのが、今の財政規模は一般会計で120億円をちょっと超えていますね。ですから、今現在は非常に基金を取り崩した中で運営されている、だから赤字にはならないけども、標準財政規模から勘案しますと40億円ほど多いという理解の仕方でもいいのかどうか、その点、ちょっとお尋ねします。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 まず1点目のご質問でございますが、これにつきましては、今、手元に資料がございませんので、申しわけございませんけどもお答えできませんが、また後でご報告させていただきたいと思います。

それと、標準財政規模の考え方につきましては、いわゆる公共投資等をしない最低限の葛城市が運営をしていくのにはこれだけ、82億円程度ということでございますけれども、今現在、120何億円の予算措置をさせていただいた中で行政サービスを続けさせていただいておると、こういう状況でございます。お手元の決算書の一般会計の一番最後にもございますけども、基金の状態につきましては、20年度末で19億円が残っておるという状態でございます。20年度で約6億円、それぐらい取り崩しさせていただいたということでございます。そうい

う基金の取り崩しをさせていただきながら、今の行政サービスを維持させていただいておるというのが現状でございます。監査の意見にもございましたように、また市長の報告にもございましたように、これから行政改革ということを徹底的に実施をしまして、できるだけ基金を取り崩さないで運営していけるというのが理想的な形でございます。

また、1つは、これからの予算査定の方法でございますけれども、これにつきましても、今までは原課から要望が出てきまして、それについて特別職なり総務財政の方でいろんな説明を受けながら、実施する、実施しないとか、あるいは金額の修正を行ってきたわけでございます。22年度予算の査定から枠配当という形の中で、ある部分については、これだけの予算で考えて予算要求してくださいというふうな枠配の方向、これは試験的でございますけれども、そういうような形にも持っていきたいというふうに考えております。財政的に非常に厳しい時期になってきておりますけれども、職員一丸となって知恵を出して葛城市の市民サービスを向上させていきたいと、こういうふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

石井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案についても、法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。

次に、日程第7、認第1号から日程第17、認第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案につきまして、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました認第1号から認第11号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認第1号 平成20年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は123億4,964万2,423円で、予算現額に対する収入率は90.6%でございます。また、歳出決算額は120億3,831万4,448円で、予算現額に対する執行率は88.3%となっております。歳入歳出差引残額は3億1,132万7,975円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億1,143万3,000円を差し引いた実質収支額は9,989万4,975円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、5億1,412万3,000円の減となっております、平成20年度末の現在高は18億9,615万3,000円となっております。

次に、認第2号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は33億4,348万9,170円で、予算現額に対する収入率は99.7%でございます。また、歳出決算額は32億8,174万2,057円で、予算現額に対する執行率は97.8%となっております。歳入歳出差引残額は6,174万7,113円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、30万2,000円の増となっております、平成20年度末の残高は51万9,000円となっております。

次に、認第3号 平成20年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてでございますが、

歳入決算額は2億6,322万877円で、予算現額に対する収入率は66.9%でございます。また、歳出決算額は2億6,247万5,743円で、予算現額に対する執行率は66.7%となっております。歳入歳出差引残額は74万5,134円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号 平成20年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は18億916万2,996円で、予算現額に対する収入率は99.0%でございます。また、歳出決算額は17億2,996万2,415円で、予算現額に対する執行率は94.7%となっております。歳入歳出差引残額は7,920万581円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、4,505万3,000円の増となっております、平成20年度末の現在高は9,584万5,000円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに1,480万4,337円で予算現額に対する収入支出執行率はともに89.7%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は29億7,088万3,811円で、予算現額に対します収入率は95.2%でございます。また、歳出決算額は29億6,906万8,082円でございます、予算現額に対します執行率は95.2%となっております。歳入歳出差引残額は181万5,729円でございます、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号 平成20年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2億6,616万4,649円で、予算現額に対します収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は2億6,608万1,019円でございます、予算現額に対します執行率は98.8%となっております。歳入歳出差引残額は8万3,630円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は247万9,261円で、予算現額に対する収入率は103.7%であります。また、歳出決算額は237万9,748円で、予算現額に対する執行率は99.5%となっております。歳入歳出差引残額は9万9,513円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は7,053万2,297円でございます、予算現額に対します執行率は112.8%でございます。また、歳出決算額は5,375万7,704円で、予算現額に対します執行率は86.0%となっております。歳入歳出差引残額は1,677万4,593円となっております、実質収支も同額でございます。なお、基金の増減につきましては、5,138万3,000円の減となっております、平成20年度末の残高は1億6,343万3,000円となっております。

次に、認第9号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,427万4,792円で、予算現額に対します執行率は85.8%となっております。また、歳出決算額は1,412万4,792円で、予算現額に対します執行率は84.9%となっております。歳入歳出差引残額は15万円となっております、実質収支も同額でございます。

次に、認第10号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでござ

ございますが、歳入決算額は2億5,245万134円で、予算現額に対する収入率は85.8%でございます。また、歳出決算額は2億5,162万5,034円で、予算現額に対する執行率は85.5%となっております。歳入歳出差引残額は82万5,100円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第11号 平成20年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億6,330万8,607円ございまして、予算現額に対する収入率は98.0%であります。一方、水道事業費用は6億7,499万3,235円ございまして、予算現額に対する執行率は92.6%となっております。なお、決算額そのものは消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は8,632万4,446円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は1億4,801万4,000円ございまして、予算現額に対する収入率は110.8%であります。一方、支出額は3億7,359万9,681円ございまして、予算現額に対する執行率は95.4%となっております。この資本的収支における不足額2億2,558万5,681円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 次に、監査委員より認第1号から認第11号まで、以上11議案の決算審査結果の報告について、意見報告を求めます。

代表監査委員、村野幸司君。

村野代表監査委員 それでは、ただいまから平成20年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査結果について報告いたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係諸帳簿と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討いたし、あわせて必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

しかし、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の全般にわたって、収入未済額が恒常的に生じている傾向となっております。過年度分を含む滞納金について、その徴税等に鋭意努力された結果、市税、国保税等においては、収入未済額が前年度より減少しており、その成果が着実にあらわれていることを評価するものですが、市税を初め、負担金、使用料・手数料等の収入未済額については、歳入の確保と負担の公平を期す上からも、滞納の理由・状況等について十分に分析した上で、より効果的な収納対策を講じ、早期収納に向けてなお一層の努力を願うものであります。

また、不納欠損については、実態の把握に努めるとともに、関係法令等に基づき、時効中断の手續を適時に行うなど、安易に時効完成による不納欠損処分を行うことのないよう厳正

に事務を執行されるよう望みます。

また、人件費等については前年度より減少していますが、時間外勤務手当の執行については、条例並びに関係法令の規定を遵守し、適正な手続に基づく執行に努められたいと考えます。

そして、職員の採用計画については、行財政改革の集中改革プランに示された定員の適正化計画と現状を十分に分析し、適正な定員管理を図られるよう望みます。また、臨時雇用職員については、その必要性を十分勘案した上で、最小限の配置に努められたいと考えます。

機会均等、公平なサービスの提供という観点から、障害者への地域支援事業を初めとする福祉施策については、みずから申し出ることのできない人への支援体制の充実を図られることを望むものであり、一方で、不正な手段で申請されることのないよう十分に精査され、適正な執行に努められたいと考えるものです。

また、このような観点から、職員の資質向上を図る研修事業に取り組み、市民に信頼される行政の運営に努められるよう望みます。

地域振興事業補助を初めとする事業補助や団体補助など、補助費等の執行については、補助の目的、効果、必要性を見きわめ、実績を十分検証した上で、補助金の増額・減額を含め検討されるよう望みます。

物件費については、前年度より減少し、全般的に経費節減が図られているところですが、電子計算費、情報化推進費等に係る機器システムの保守委託料等特殊な業務についての費用対効果の検証を十分に行われるとともに、公園等管理事業の一括管理や新炉建設に向けたごみの有料化、分別の推進等によるごみの減量化等について検討され、より一層の経費節減に努められるよう望みます。

そして、行財政改革の観点から、公共施設全般について統合ということも含めてどのように利用していくか検討されたいと考えるものです。公共バスの運行や公共施設での講座、教室の事業については利用度が一層高まるよう、また有効に活用されるよう取り組まれたいと考えます。

道路、街路、まちづくり交付金事業等については、前年度に続き繰り越しされている状況であり、他の投資的事業全般にわたって事業計画・事業効果について十分に勘案して進められたいと考えるものです。

また、公有地の売り払いや購入、土地借り上げ等の契約については、公平性の観点から、法令を遵守するとともに、契約金額について適正な基準に基づき算定することとし、従前の契約の見直しも含めて、組織として専門的部門のチェック体系を考え、市全体の課題として取り組まれることを望みます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化の進行により医療費や介護認定に伴う事業量の増加が見込まれます。市民が健康で長生きできるよう、疾病の予防に重点を置いた保健事業や地域支援事業の推進を図られるよう望むものです。

水道事業会計については、万全の経営計画のもと、安定した財政基盤を堅持し、さらなる

経費の節減、事業の効率化を図られるとともに、地震災害対策にも配慮しながら、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

本年度の全会計決算の前年度との比較では、歳入歳出とも減額の決算となっており、実質収支は黒字となっています。また、性質別経費では、主に公債費、繰出金、扶助費が増加し、人件費、物件費、補助費等が主に減少している状況です。

本年度は厳しい財政状況の中にあつて、主要事業として、忍海小学校校舎改築・改造事業、白鳳中学校武道場新築事業を初め、土地改良事業、下水道事業、災害復旧事業等の事業が執行されており、全体的に見て順調な決算と言えるものと考えます。

財政指標では、経常収支比率、財政力指数は少し悪化し、公債費比率、起債制限比率は若干好転しています。基金は取り崩しにより年々減少している状況にあります。

加えて、日本経済の景気の動向は不透明であり、本市においてもその先行きは不安定な状況にあります。三位一体改革により、地方交付税等経常一般財源は減少の一途であり、一方で医療費を初め、扶助費、各会計への繰出金、新市建設計画に定める事業等の執行により、本市の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているものと言えます。

このような内外の厳しい社会経済情勢の下にあつて、本市では、子どもたちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、各種施策を推進していかねばなりません。本市では、行政改革大綱に基づき、事務事業の整理・合理化、民間委託等を推進し、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減・合理化等、財政の健全化に全庁で取り組まれているところであります。さらに、この監査結果を踏まえ、効率的で質の高い市政運営を実現するため、新たな税財源の創設に努められるとともに、将来を展望した計画的な行財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最少の経費で最大の効果が上がるよう取り組まれ、公正で透明な行政運営に努められるよう望むものです。そして、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものであります。

以上をもって審査の結果報告を終わります。葛城市監査委員、村野幸司、同じく川西茂一。

以上でございます。

石井議長 以上で代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本11議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決

算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時40分

再 開 午後 2時00分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、阿古和彦君、同じく副委員長、吉村優子君。

以上でございます。

次に、日程第18、議第41号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第41号 字の区域変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、大字柿本、笛堂、北花内内において、平成17年度から事業を開始しましたJR大和新庄駅周辺地区における都市再生整備計画の土地区画整理事業に伴い、土地の維持管理及び行政執行の円滑化を図るため、事業により整備された道路・水路をもって、新たな字の区域に変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第41号議案は、都市産業常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第19、議第42号から日程第25、議第48号まで、以上7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第42号から議第48号までの7議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第42号 機構改革に伴う関係条例の整備についてでございますが、本案につきましては、簡素で効率的、市民サービスの向上、事務の専門性、またマニフェストの実現という観点から検討いたしました関係条例の改正でございます。

まず、第1条、行政組織条例の一部改正につきましては、都市産業部を産業観光部、都市整備部、上下水道部の3部に改め、市有財産の管理と入札に関する事務を総務部へ変更する改正となっております。

第2条から第6条につきましては、総合計画審議会条例、行政改革推進委員会条例、都市計画審議会条例、水道事業の設置等に関する条例、水道事業給水条例について、それぞれ機構改革により庶務を行う部署、あるいは事務を行う部署等の改正となっております。

次に、議第43号 葛城市情報公開条例の一部を改正することについて、及び議第44号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてでございますが、関連しておりますので、この2議案を一括してご説明申し上げます。

近年、市民からの行政情報や自己情報についての情報公開を通して、行政の説明責任を求める声がますます強くなってきており、年々高度な情報公開の判断を求められるようになってきております。このような状況のもと、不服申し立てが提起された場合の諮問機関でございます審査会を、より高度な法律的専門知識、法律的解釈が必要となってきておりますので、それぞれの条例にございます審査会を審査会機能と審議会機能に機能分担をして、より専門性を持たすことを目的としております。

したがって、議第43号では、不服申し立てについて専門的な調査・審査を行うため、2つの条例の審査会機能を所管する葛城市情報公開及び個人情報保護審査会の設置を、また、議第44号では、制度の重要な事項についての審議を行うため、2つの条例の審議会機能を所管する葛城市情報公開及び個人情報保護審議会を設置するため改正するものでございます。

次に、議第45号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、本案につきましては、不服申し立てについての諮問機関でございます葛城市情報公開及び個人情報保護審査会の委員報酬につきましては、高度な判断をいただくため、委員を弁護士、大学教授などで構成をいたしますので、現在の月額8,000円を1万2,000円に改正させていただくものでございます。

次に、議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことによる改正となっております。

改正の主なものにつきましては、まず個人住民税において、住宅ローン特別控除が創設をされ、平成21年分以後の所得税において、平成21年から平成25年までに入居し、住宅借入金等特別控除の適用があるもののうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税所得割において当該残額に相当する額を控除する内容でございます。

また、土地等の長期譲渡所得にかかわる特別控除が創設をされ、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡にかかわる譲渡所得の金額から1,000万円を控除することによる改正となっております。

次に、議第47号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます

が、本案につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことによる改正となっております。

改正の主なものについてでございますが、まず、上場株式等にかかわる配当所得で申告分離課税を選択した場合、その配当所得金額を国税の所得割額及び減額の計算に含む改正となっております。また、上場株式等にかかわる配当所得について、申告分離課税を選択した場合、平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡損失、または前年以前3年以内における上場株式等の譲渡損失の金額を、その年の配当所得金額から控除した後の配当所得金額を国税の所得割額及び減額の計算に含む改正となっております。

最後に、議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、平成21年5月22日に健康保険法施行令が改正されましたことに伴う改正でございます。

改正の主な内容につきましては、出産育児一時金を4万円引き上げ、現行の35万円から39万円に改正するものでございます。

なお、本改正につきましては、緊急の少子化対策、子育て支援策として本年10月から平成23年3月までの暫定措置とされているものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第42号から議第46号までの5議案は総務文教常任委員会に、議第47号と議第48号の2議案は民生水道常任委員会へ付託し、審査を願います。

日程第26、議第49号から日程第31、議第54号まで、以上6議案を一括議題といたします。
本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第49号から議第54号までの6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第49号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,015万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億1,145万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、民生費では子育て応援特別手当負担金、衛生費ではがん検診委託料の追加、農林商工費では緊急雇用創出事業にかかわる経費の追加、また国の地域活性化経済危機対策にかかわる事業として、団体営土地改良事業の追加等、土木費では道路新設改良事業費の追加等、消防費では高規格救急車の購入にかかわる費用の追加等でございます。

次に、議第50号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決につ

いてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,297万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、出産育児一時金の引き上げによります追加等でございます。

次に、議第51号 平成21年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ865万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、平成20年度の補助金の精算に伴う償還金でございます。

次に、議第52号 平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,919万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,259万1,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、介護給付費負担金の国庫、県及び支払基金への返還と、介護給付費準備基金積立金の追加等でございます。

次に、議第53号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,458万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、平成20年度決算額の確定に伴い、消費税の納税額が確定したことの追加でございます。

最後に、議第54号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,596万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、介護保険事業費補助金の精算に伴います国庫補助金の返還によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第49号は総務文教常任委員会へ、議第50号から議第52号並びに議第54号の4議案は民生水道常任委員会へ、そして議第53号は都市産業常任委員会へ付託し、審査を願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9月24日、9月25日、それぞれ午前10時から本

会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、明日9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、14日、15日、16日、それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日はこれもちまして散会いたします。

散 会 午後2時19分